

【必ずお読みください】

入学料・授業料及び諸会費減免申請について

埼玉県立高等学校には、修学意欲のある生徒が経済的理由により教育の機会が失われることのないよう、下記の要件に該当する場合には、入学料等の減免制度があります。

また、坂戸高校では、入学料等の減免が認められた場合、PTA会費などの諸会費（学年積立金を除く）が免除となります。

入学料等の減免を希望される場合は、**【減免の申請手続き】**のとおり必要書類を御提出ください。

記

【減免の対象者】

次のいずれかに該当し、かつ、入学料・授業料及び諸会費の納入が困難であると認められる者。
(認定には審査があります)

- 保護者及びその配偶者の当該年度の市町村民税所得割が非課税である者
 - 保護者が児童扶養手当を満額受給している者(一部支給停止の場合は、受給額によります)
 - 入学日以前1年以内に、保護者が天災その他不慮の災害を受けた者
 - 児童福祉法に規定する施設に入所している者又は里親に委託されている者
 - 生活保護法の規定による生活扶助を受けている世帯に属する者
- ※生活保護法による高等学校等就学費(生業扶助)受給者は、諸会費のみ減免対象となります**
- 以下に該当する場合で、所得状況の変化後の所得により、想定される市町村民税所得割額を算出し、非課税に該当する場合
 - 入学日以前1年以内に、保護者が死亡、又は収入に影響を及ぼす全治3か月以上の長期の傷病にかかった者
 - 昨年1月1日以後入学日までに、保護者の失職、退職、転職又は就業条件の変化により家計が急変した者
 - 今年1月1日以後入学日までに、保護者が離別又は保護者が替わったことにより家計が急変した者

【減免となる金額】 ※学年積立金は減免されません。

		金 額	備 考
入学料		5,650円	
授業料		月額 9,900円	原則「就学支援金」が適用されます。
諸 会 費	PTA会費	月額 300円	免除額 月額×許可された期間 例) 4月から翌年3月までの1年間の場合 月額4,000円×12か月=48,000円
	後援会費	月額 1,900円	
	生徒会費	月額 800円	
	冷房費	月額 1,000円	

【減免の申請手続き】

1 提出書類

◎入学料・諸会費減免希望者個票

- (1)授業料等減免申請書
- (2)家庭状況等申出書
- (3)諸会費減免申請書
- (4)健康保険証の写し(生徒本人のもの)、または高等学校等就学費(生業扶助)の給付を受けることができないことを証明する書類
- (5)別紙1を参照の上、必要な書類

※状況によって、書類の追加提出をお願いする場合があります。

2 申請期間 **令和2年4月10日(金)～6月25日(木)** ※年度当初申請
(受付期間： 毎月 10日～25日)

3 提出先 坂戸高校事務室 ※平日8：20～16：50

4 留意事項

- (1) 当該年度の市町村民税所得割が非課税の場合、6月頃に発行される保護者及びその配偶者の市町村民税所得割が確認できる書類、「納税通知書」、「特別徴収税額の決定・変更通知書」等が必要です。
源泉徴収票や確定申告の写しでは確認できませんので、御注意ください。
- (2) 児童扶養手当受給者証のコピーを提出される場合は、受給期間及び受給金額が確認できるようにコピーをしてください。
- (3) 減免審査中も、入学料・諸会費の口座振替は行われますが、減免許可後に還付の手続きをいたします。
- (4) **審査の結果、許可とならない場合もあります。予め御了承ください。**
- (5) 事務室から申請書を受け取った後、対象とならない等の理由で**申請書を提出しない場合は、お手数ですが事務室まで御連絡をお願いします。**
- (6) 本校ホームページからも様式がダウンロードできます。

問い合わせ 埼玉県立坂戸高等学校 事務室
授業料担当
電話 049-281-3535